

れいわ ねんど ねんど
令和6年度から8年度

す し し しょう ふ く し け い か く
逗子市障がい福祉計画・

しょう じ ふ く し け い か く
障がい児福祉計画

ばん
【わかりやすい版】

れいわ ねん がつ
令和6年3月

す し し
逗子市

この計画について

- この計画は、障がいのある・なしに関係なく、みんながお互いのことを大切にし合い、「障がいのある人が安心して自分らしく暮らし続けられるまち」をつくっていくことをめざして、逗子市が取り組みました。
- 障がいのある人もない人も計画の内容を知り、暮らしよいまちを、みんなで作っていきましょう。

計画の内容（目次）

3年間でめざす新しい目標が決まりました。

- 1 2026年度の目標 2ページ
国や県といっしょに実現をめざす新しい目標です。
- 2 障害福祉サービス等の充実 4ページ
目標の実現のために、取り組みを進めていく内容です。
いろいろな福祉サービスを、必要に応じて利用できるようにしていきます。
- 3 障がいのあるこどもの支援体制の充実 5ページ
赤ちゃんのころから学校を卒業するころまでの育ちを支えます。

1 2026年度までにめざす目標

全国で、障がいのある人が地域の中で当たり前に生活したり、仕事をしたりできるまちづくりが進められています。逗子市で、2026年度（令和8年度）までにめざす目標は次のとおりです。

1 施設入所者の地域生活への移行

グループホームや福祉サービスを利用して地域で生活できる人が増え、施設で暮らす人が減ることをめざします。

施設入所者削減数	令和8（2026）年度末の目標：2人
地域生活移行者数	令和8（2026）年度末の目標：2人

2 精神障害にも対応した「地域包括ケアシステム」の構築

こころの病気がある人などのための保健・医療・福祉について話し合う場所をつくります。また、こころの病気がある人に福祉サービスを利用してもらい、地域で生活できる人を増やします。

話し合いの場所の数	令和8（2026）年度末の目標：2人
こころの病気がある人の 福祉サービス利用者数	令和8（2026）年度末の目標：2人

3 地域生活支援拠点等機能の充実

障がいのある人が高齢になったり、親が亡くなった後のことを考えて、障がいのある人の地域生活を地域のいろいろな機関が力を合わせて整えます。また、地域のいろいろな課題を十分に支えられるしくみになるよう取り組みを進めます。

4 一般就労への移行者数

「就労移行支援」事業所や一般企業、ハローワークなどと力を合わせて、福祉施設から一般企業に就職する人が増えることをめざします。

一般就労移行者	令和8（2026）年度末の目標：8人
---------	--------------------

5 就労定着支援事業の利用者数

一般企業へ就職した人がずっと働けるよう、就労定着支援事業を利用する人が増えることをめざします。

就労定着支援事業利用者数	令和8（2026）年度末の目標：10人
--------------	---------------------

6 障がい児支援の提供体制の整備等

逗子市では、こころやからだに重い障がいのある子どもや医療的な支援が必要な子どもでも利用できる「こども発達支援センター」を開いています。このセンターは、子どもがもつ力を引き出し、育っていくための大事な役割を果たしています。

7 相談支援体制の充実・強化等

地域の相談を中心となって支えるため、逗子市には「基幹相談支援センター」があります。このセンターが地域の事業所に助言したり、難しい相談に充分に対応できるしくみになるよう取り組みを進めます。

8 障害福祉サービス等の質の向上

神奈川県福祉サービスの研修に参加したり、障害福祉サービス等の情報について、「基幹相談支援センター」における話し合いの場で意見を出し合って、障害福祉サービス等のよりよい利用ができるよう取り組みを進めます。

2 障害福祉サービス等の充実

1 必要な人が福祉サービスを利用できるようにします。

- 自宅での生活を手伝えるホームヘルプなどのサービス、日中通っていろいろな活動ができる場所、グループホームなどの暮らしの場所を、必要な人が必要な時に利用できるように用意していきます。

2 障がいのある子どもが通える場所を増やします。

- 0歳から18歳までの障がいのある子ども、発達に心配のある子どもが訓練を受けたり、学校の放課後や夏休み、冬休みなどを楽しくすごせる場所を増やしていきます。

3 地域での生活を支えるいろいろな活動をみんなではぐくみます。

- 障がい者団体、福祉サービス事業所、ボランティアの人たちと一緒に、国の法律で決められている福祉サービス以外のいろいろな活動を育て、障がいのある人がより暮らしやすい逗子市になるようにしていきます。

4 障がいのある人やその家族が高齢になっても支えられるようにします。

- 障がいのある人と高齢な人が暮らし家庭に目配りします。障がいのある人が高齢になって介護施設を利用するときには、同じ障がいのある人が一緒にすごせるようにするなど、気配りしていきます。

5 福祉サービスを支える事業者や人材を育てます。

- 障がいのある人を支える事業者や専門的な人材、ボランティアの人たちが増えるよう、勉強の機会づくりを進めます。

3 障がいのある子どもの支援体制の充実

1 「こども発達支援センター」を中心とする療育等を充実させます。

- 0歳から 18歳までの子どもの発達について相談を総合的に受け付けます。障がいや発達についての相談に幅広く応じる、相談しやすく、相談内容を解決できる体制をつくり、状況の確認やその後のようすを調査するなど、適切な支援をしていきます。
- 母子保健との連携をさらに強め、親などの保護者が障がいを意識する前の段階から子育て相談のひとつとして気軽に相談できるような環境をつくり、子ども・子育て支援のしくみと連携し、子育てに不安や悩みのある保護者がその子らしさへの理解を進め、安心して前向きに子育てできるよう、相談しやすいしくみを整えます。
- 乳幼児の療育から学校に通う年齢へ移行する時期の相談、はっきりしてきた子どもの障がいや個性による課題への対応などを含め、途切れのないサービスを提供します。
- 保健・医療・福祉・教育などの関係機関とのつながりを強めて、学校に行き始める前後に必要な調整や学校に上がった後の支援のしくみを充実させるようめざします。
「こども発達支援センター」が、療育の専門機関として、専門的な支援で学校等の支援教育をサポートします。
- 18歳以降の進路先への支援の引き継ぎについて、相談支援事業所とともに、子どもと保護者をサポートします。
- 保護者・きょうだい(兄弟姉妹)を含めた家族への支援、こころのサポートなど、総合的な支援をしていきます。
- 一人ひとりの障がいの特ちょうを理解し、そのようすに合わせて専門性の高い療育のプログラムを行います。そして、子どもの個性について家族と確認して、家庭での養育を手助けするなど、より中身の濃い療育のしくみをつくり、
- 市民向け勉強会や講座などで、障がいについての市民へのPRを積極的に進め、市民全体で障がいのある子どもとその家族を支える地域づくりをめざします。

2 多様なサービスが利用できる基盤を整えます。

- 障がいのある子どもが幼いころから療育や教育相談を受けることができるよう、サービスのニーズを把握し、「こども発達支援センター」や福祉サービス事業所などと連携しながら、切れ目なく支える環境を整えます。
- 障がいのある子どもへのサービスの提供だけでなく、障がいのある子どもの成長に合わせた相談を十分に支えるしくみになるよう取り組みを進めます。

編集・発行

ズシ市 福祉部 障がい福祉課 〒249-8686 神奈川県逗子市逗子5-2-16
電話：046-872-8114(直通) FAX：046-873-4520 872-8294(聴覚障害者専用)
市役所ホームページ <http://www.city.zushi.kanagawa.jp>